



庭園デザイナー石原和幸氏が案内する 長崎 三原庭園、グラバー園特別鑑賞会と 五島列島・福江島での教会めぐり3日間

コースNO **KW7E6-●**
① 2名1室
② 1名1室

■現地集合 出発日2024年5月31日(金)

旅行代金(おとなおひとり様)

J-Basket	会員	会員以外
2名1室	135,000円	138,000円
1名1室	155,000円	158,000円

- ◆ご参加にはJ-Basket会員の同伴が必要です(J-Basket会員の方は、おひとり様でもご参加可能です)
- ◆小学生・中学生・高校生は会員代金となります◆未就学児は参加できません
- ◆夕食2回、昼食3回、朝食2回
- ◆募集人員20名◆最少催行人員11名(受付人員おとな1名様より)
- ◆添乗員とは長崎空港で合流します。
- ◆石原氏は(1日目の三原庭園からグラバー園まで同行します。
- ◆旅行代金には、船代、貸切バス代、ハイヤー代、宿泊代、行程中に含まれる観光、食事代、現地ガイド添乗員費用、及び、諸税・サービス料が含まれます。
- ◆利用バス会社:長崎タクシーバス(1日目、3日目、バスガイドは乗務しません)、マイティグループ五島列島バス観光(2日目、3日目)

【行程】 ●入場 ●下車 →バス ～～船(ジェットフォイル) ==ハイヤー ・・徒歩

1日目	長崎空港(12:00集合)→●三原庭園(ランチコース【デザート付】)の昼食後、世界的庭園デザイナー石原和幸氏から三原庭園プロデュースに関する話)→●グラバー園(石原和幸氏よりグラバー園に関する話)→宿泊ホテル ホテルモンテ長崎へ==長崎市内「長崎卓袱 浜勝」(卓袱料理の夕食)==同ホテル宿泊
2日目	朝:宿==長崎港～～福江港→カンパーナホテル(朝獲れ、旬の地魚シヤブ膳の昼食)→●井持浦教会(日本初のルルド)→●大瀬崎断崖展望台→福江島 カラリト五島列島宿泊
3日目	朝:宿→●堂崎教会(五島のシンボリック教会を見学)→●魚津ヶ崎公園(遣唐使船寄泊地)→●五島列島酒造(見学)・・・遣唐使ふるさと館(五島豚しゃぶの昼食)→福江港～～長崎港→長崎空港(16:30頃着)

お申し込みの方へのご案内(お申し込みいただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTBがアレック 東京都品川区東品川2-3-11観光庁登録旅行業第712号、以下「当社」といって企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件書は、下記に定める別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする旅券取扱表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。なお、パンフレットに記載された旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、パンフレット記載の旅行条件が適用されます。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- 1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの差引としていただきます。
- 2) 電話、郵便、ファックスその他の通信手段でお申し込みの場合、当社の予約承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込金の提出と申込金の支払いをさせていただきます。
- 3) お客様が旅行予約お申込みの時点で支払う方法を選択した場合、当社の予約承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内に申し込み内容を確定の上、申込金の支払いをさせていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- 4) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときと、また、郵便又はファックスに対する他の通信手段でお申し込みの場合、申込金の支払い後、当社の旅行契約承諾する旨の通知がお客様に到達したときと成立いたします。また、電話、郵便、ファックスその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、右記「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件(1)の定めにより契約が成立します。
- 5) 申込金(お申込金)

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6万円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
6万円未満	3,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日にある日より前(お申し込みが実際の場合は当社が指定する期日までに)お支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしに旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様がお申し込みの日、お客様の承諾日となります。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特約補償規程第2条第3項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した日と見做します。

契約解除の日	取消料(お1人様)
1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無 料
2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3～6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様のご都合による出発日の変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対する取消料のみならず、取消料の対象となります。
※オプションプラン及び航空等増徴代金についても、出発日を基準として上記取消料を適用いたします。
※各コースに適用取消料の明細がある場合は、その取消料を適用いたします。
※契約解除を利用する際には、上記の表に基づき、コース毎に規定する取消料に当たります。
※お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対する取消料のみならず、取消料の対象となります。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃(料金を注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び諸費用等と規定。これらには、お客様の都合により一部利用されない場合があります。また、旅行代金に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。

●「当社の責任」

- 1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害が生じたとき、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 2) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様の損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して1日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の上限にかかわらず当社が「賠償責任はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)」といたします。

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または身体障害に発生した一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

- 死亡補償金:500万円・入院見舞金:20万円・通院見舞金:1～5万円
- 旅行品損害補償金:お客様1名につき15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスに同意する旨の旨を添乗員、幹事員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といふ)が会社の署名なしに旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といふ)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者等により当該取扱ができない場合があります。また、取扱できないカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- 1) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときと成立するものとします。
- 2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻し債権を履行する旨の旨をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた金額を解除依頼日の翌日から起算して10日以内でカード利用日として扱います。)
- 3) 手荷物の理由により会員のお申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、所定の取消料と同額の取消料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがや死亡した場合、多額の治療費、葬送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。このためを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

●事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込店にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

【受託販売】

お申し込み・お問い合わせは下記の販売店をご利用下さい。

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提供された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等の提供するサービスの手配及びその他のサービスの受給のための手配に必要範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。

●その他

お客様がご旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従って頂きます。またこれに要する費用はお客様のご負担となります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年1月1日を基準としています。また、旅行代金は2023年12月31日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

旅行企画・実施
JTB ガイアレック
観光庁長官登録旅行業第712号 日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川2-3-11 〒140-8602



確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当社より特にご連絡の無い場合は本パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に申しこ不明な点があれば、ご連絡ください。この取扱管理者にお尋ねください。

※当パンフレットのイメージPHOTOは実際の旅行地と異なる場合がございます。※当パンフレットの一部分及び全部の複製使用を禁ず。

㊦A種